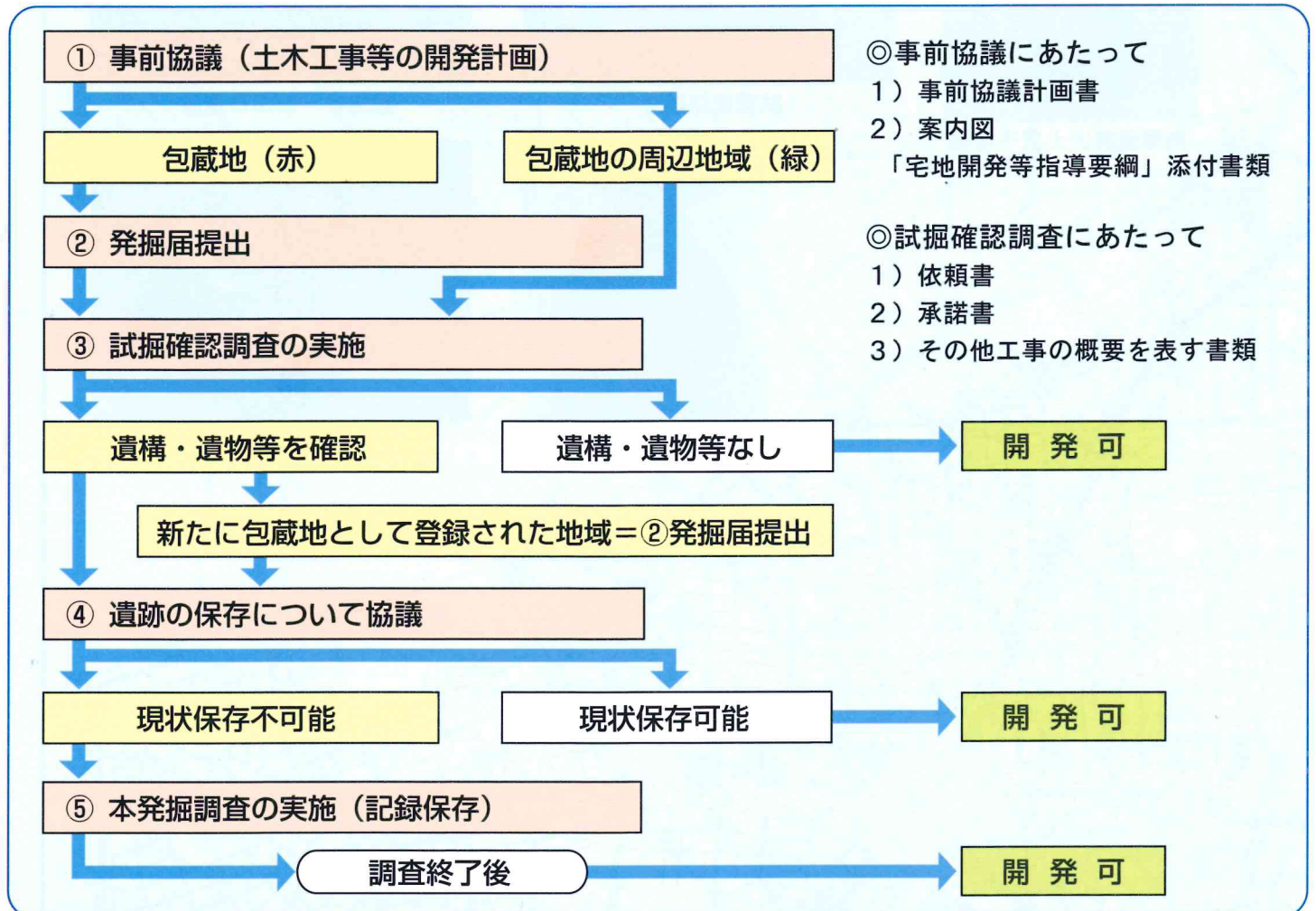


埋蔵文化財取り扱いの流れ

◆市内において土木工事等の開発計画があるときは、事前に市教育委員会と協議してください。取扱いについては、概ね次の手順で行われます。（埋蔵文化財包蔵地については、裏面の「戸田市埋蔵文化財包蔵地分布地図」をご覧ください。）



◆発掘調査によって重要な遺構・遺物等が発見されたときは、史跡等の指定を行い現状において保存をすることがあります。

◆「開発可」であっても工事中において遺跡・遺物等が発見したときは、現状を変更することなく遺跡発見届を提出してください。

●埋蔵文化財発掘届等について

種 別	文化財保護法	手 続 き 等
地方公共団体以外の発掘調査	第92条	着手しようとする日の30日前までに発掘届
土木工事等のための発掘※（民間）	第93条	着手しようとする日の60日前までに発掘届
土木工事等のための発掘※（公共）	第94条	事業計画の策定にあたって通知、協議
地方公共団体の発掘調査	第99条	着手しようとする日の30日前までに通知
遺跡の不時発見（民間）	第96条	現状を変更することなく遺跡発見届
遺跡の不時発見（公共）	第97条	現状を変更することなく通知、協議

※「文化財保護法」における「発掘」とは、発掘調査に限らず、包蔵地内における土地の掘削等の土木工事等を含みます。

●埋蔵文化財の取り扱いや発掘調査についてのお問い合わせ

戸田市教育委員会 戸田市立郷土博物館 ☎048-443-5600

FAX048-442-8988

